

有明工業高等専門学校 教員公募（建築コース）

1. 職名・人数 教授、准教授、講師または助教 1名
2. 所 属 創造工学科 人間・福祉工学系（建築コース）
3. 専門分野 建築構造
4. 担当科目 構造力学、構造設計演習、鋼構造、建築実験実習等の本科・専攻科講義ならびに学生実験・実習・演習および卒業研究（本科）、特別研究（専攻科）等
5. 着任時期 令和9年4月1日
6. 求める人材
 - (1) 高等専門学校の教育と研究に理解と熱意があること。
 - (2) 学生指導（クラス担任、学生寮での指導、課外活動指導含む）や各種委員会委員としての業務等に積極的に取り組むことができること。
 - (3) 博士の学位を有すること、または博士の学位を着任後3年以内に取得見込であること。（取得見込の場合は3年間の任期付採用となり、任期中に博士の学位を取得することで、任期の定めのない常勤教員への雇用条件変更を申し出ることが可能です。）
 - (4) 研究活動に十分な実績があり、採用後も継続して展開できること。
 - (5) 産学官連携活動の経験があること、あるいは積極的に関わることができること。
 - (6) グローバル教育に積極的に関わることができること。
 - (7) 業務を遂行するにあたり、十分な日本語能力を有すること。
7. 応募締切 令和8年11月30日（月）必着
8. 選考方法 一次選考：書類審査
二次選考：模擬授業、面接審査及び適性検査
（実施日時及び内容は一次選考合格者に直接連絡します。）
9. 応募書類
 - (1) 履歴書「顔写真貼付」【Word データ】
 - (2) 主要な著書・論文等(3編以内)【PDF データ】※ (1)履歴書については、以下のページから「(教員公募)○指定様式」をダウンロードし、記入例を参照のうえ、作成してください。
有明工業高等専門学校 HP
→教職員公募 <https://www.ariake-nct.ac.jp/teacher-applicants>
※ (1)～(2)については電子ファイルをアップロードいただきます。
アップロード先をお送りしますので、電子ファイルの準備ができましたら、「10. 公募に関する問い合わせ先」のメールアドレスへご連絡ください。
※ 電子ファイルにすることが難しければ、紙媒体（別刷・複写等）各1部を、「10. 公募に関する問い合わせ先」の住所へ簡易書留で郵送して下さい。その際、封筒に「教員応募書類(建築コース／建築構造) 在中」と朱書してください。
※ 原則、書類等は返却いたしませんので、特に返却を希望する場合は、「返信用封筒（切手もしくは着払い伝票などを貼付）」を同封してください。

10. 公募に関する 問い合わせ先 〒836-8585 福岡県大牟田市東萩尾町 150
有明工業高等専門学校 総務課人事労務係
TEL：0944-53-8612（直通）
E-mail：soujin-staff@ml.ariake-nct.ac.jp

11. 備 考
- (1) 本校はダイバーシティ推進の観点から、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。
 - (2) 本校は国際的に活躍できる技術者の育成に努めており、外国人の積極的な応募を歓迎します。
 - (3) キャリア形成を支援する観点から、高専間または他機関へ異動することがあります。
 - (4) 選考に係る全ての経費（旅費・郵送料を含む）は、応募者の負担となります。
 - (5) 選考結果に関する一切の照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。
 - (6) 応募書類に記された個人情報、本教員選考のためにのみ使用し、その他の目的には使用しません。
 - (7) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - (8) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - (9) このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一

部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四條第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2條及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。